

贈与税非課税措置制度にかかる住宅性能証明書発行業務
対象住宅の変更について

2021年8月24日

(一財)愛知県建築住宅センター

平素は、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当センターでは、令和3年9月30日をもちまして、「贈与税非課税措置にかかる住宅性能証明書発行業務」の「既存住宅」および「増改築等を行った住宅」の取り扱いを終了することといたしました。何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、新築住宅につきましては、引き続き取り扱いしていますので、ご利用をお待ちしております。ご不明点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

今後も万全の態勢でサービスに努めてまいります。

引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

(一財)愛知県建築住宅センター評価審査課

(052)264-4052

hyoka@abhc-mail.jp